

新／国際捜査共助要請・海外出張マニュアル

はじめに

本稿は、平成7年4月検察月報463号に掲載され、検察月報抄録第12巻（平成7年～平成8年）に収録されている「国際捜査共助要請・海外出張マニュアル」を補訂するものです。

「国際捜査共助要請・海外出張マニュアル」は、国際捜査共助（以下「捜査共助」という。）を要請する際や、それに伴って海外出張する際に有用なツールとして幅広く利用されてきましたが、掲載から約18年が経過し、我が国は複数の外国との間で捜査共助に関する刑事共助条約又は協定を締結したことや、捜査共助に関する事務手続の一部が変更されたことなどもあり、改訂して欲しいとの声が上がっていました。また、「国際捜査共助要請・海外出張マニュアル」が掲載された平成7年当時、全国の検察庁が捜査共助を要請した件数は15件で、近年においても、平成22年が10件、平成23年が11件と比較的安定して推移してきましたが、平成24年は20件と急増し、更に本年は昨年と同程度のペースで推移しており、捜査ツールとしての捜査共助の必要性・有用性は高まっていると言えます。

そこで、本稿では、近時の捜査共助に関する動向や変更された捜査共助に関する事務手続を反映するなどしたほか、「国際捜査共助要請・海外出張マニュアル」に資料として添付されていた捜査共助に関する事務手続書類を全面的に改めることにしました。他方で、好評であった「国際捜査共助要請・海外出張マニュアル」の補足資料とするため、関連する「国際捜査共助要請・海外出張マニュアル」（検察月報抄録第12巻）の項目及び頁数を適宜付記することで、相互の関連性を明確にすることにしました。

捜査共助を要請する必要がある事件に直面された際に、少しでも担当検察官及び検察事務官の役に立てば幸いです。

第1 捜査共助に関する近時の動向

1 捜査共助に関する刑事共助条約又は協定

我が国は、捜査共助に関する刑事共助条約又は協定を締結していない外国との間であっても、相互主義の保証の下、双方の外務省を通じて行う外交ルートによって、捜査共助を要請することができます。

また、我が国は、米国、韓国、中国、香港、EU27か国及びロシアとの間で捜査共助に関する刑事共助条約又は協定を締結しており、これら条約又は協定によって、拒否事由がない限り、相互に捜査共助の実施が義務付けられるとともに、外交ルートを經由することなく、中央当局間（我が国検察庁が要請する場合は法務省刑事局国際課）で要請を行うことができ、捜査共助の確実かつ迅速な実施が担保されています。

さらに、捜査共助に関する刑事共助条約又は協定の締結によって、相手国の受刑者等を我が国に移送して証人尋問を行う「受刑者等証人移送」も可能となっています（なお、現在まで、我が国が要請した実績はありません）。

このように、捜査共助を要請する相手国が捜査共助に関する刑事共助条約又は協定を締結している外国か否かによって、捜査共助実施の確実性や迅速性、実施可能な捜査共助手法等に差異がありますので、留意が必要です。

2 ビデオリンクを通じた事情聴取

情報通信技術の発達に伴い、多くの外国において、ビデオリンクを通じて相手国に所在する参考人等を直接聴取するケースが増えているように思われます。

実施例が少なく、課題も多いところではありますが、供述調書の作成までは必要のない事情聴取（前述の証人テストや、我が国裁判所への出廷の意思確認等）を要請する場合には、有用な手段であると思われますので、後述のとおり、捜査共助の要請内容を検討するに当たって考慮いただければと思います。

なお、ビデオリンクを通じた事情聴取が認められるか否かは、相手国に

より異なりますので、このような手法を検討される場合は、まずは刑事局国際課にご相談下さい。

第2 捜査共助要請に当たっての検討事項

1 捜査共助の要請内容の特定

（「国際捜査共助要請・海外出張マニュアル」・第1 国際捜査共助要請の必要性の検討、1 海外における証拠収集の必要性（31頁～））

捜査共助要請を行うのは、海外における証拠収集の必要性が発生した場合に限られるのは言うまでもなく、捜査共助要請に当たっては、捜査共助の要請内容を明確にしておく必要があります。

さらに、前述したとおり、事情聴取に関しては、その実施手段として、

供述調書を作成することはできませんが、相手国によってはビデオリンクによる事情聴取を行うことができる場合もあります。また、相手国で受刑中の著等の証人尋問に関しては、捜査共助に関する刑事共助条約又は協定を締結している相手国（米国、韓国、中国、香港、ロシア、EU27か国）との間では、当該受刑者等を我が国に移送し、我が国で証人尋問を行うことができる場合もあります。その他、近時問題となっている外国の銀行口座に対して没収・追徴保全を行い、没収・追徴の執行共助を行うことも考えられます。このように、要請内容に応じて、その実施方法も多様です。で、要請内容を明確に特定しておく必要があります。

2 捜査共助の実施時期の特定

捜査共助の実施及び証拠入手の希望時期は、多くの場合、捜査公判状況との兼ね合いで自然と決まってくるものと思われますが、その希望時期までに捜査共助を実施し、証拠を入手できるか否かは、要請内容や相手国によって大きく左右されます。

前者の要請内容に関して一例を挙げれば、

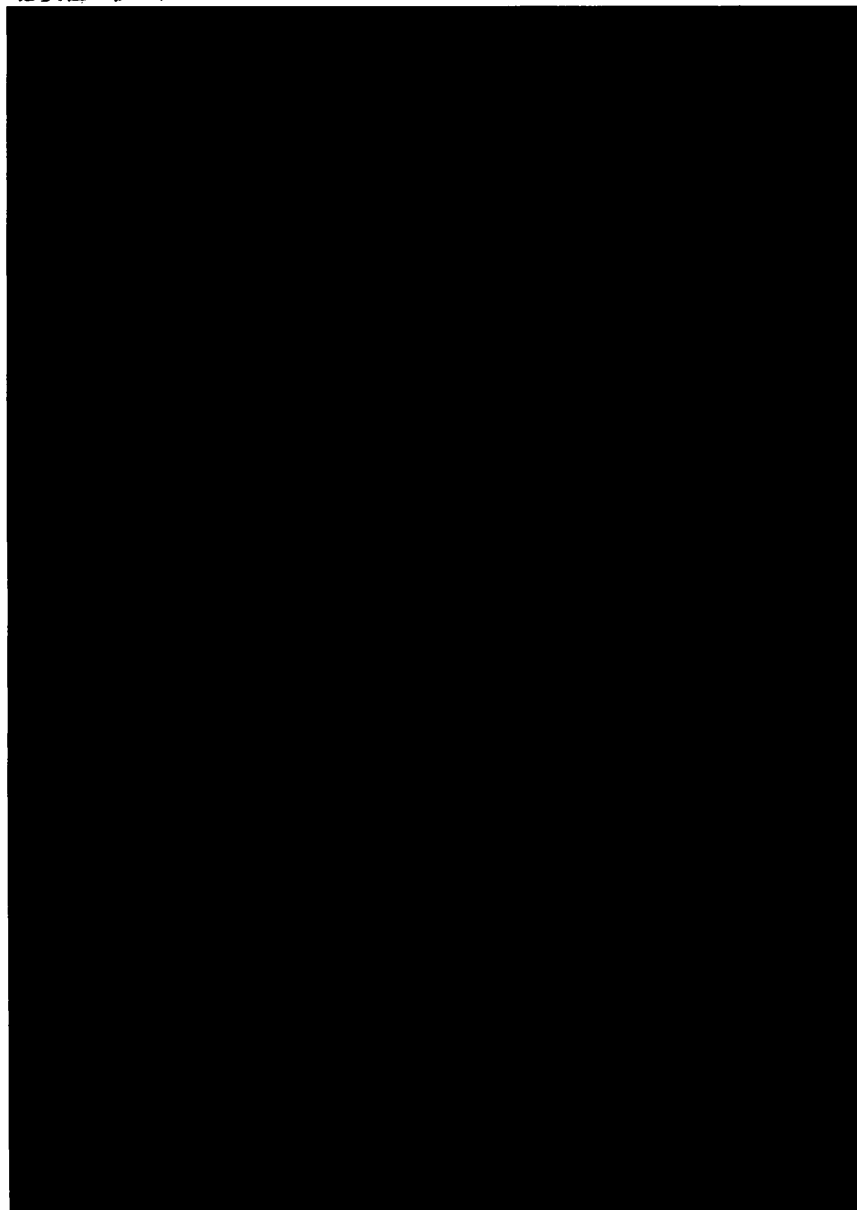
後者の相手国に関していえば、我が国が捜査共助に関する刑事共助条約又は協定を締結している国であれば、外交ルートを経さず中央当局間（我が国は法務省刑事局国際課）で直接やり取りを行うことができるため、比較的迅速に実施可能であるといえますが、

いずれにせよ、捜査共助要請の必要性が発生した時点で、直ちに刑事局国際課に相談していただければと思います。

3 検察官等の海外出張の必要性の検討

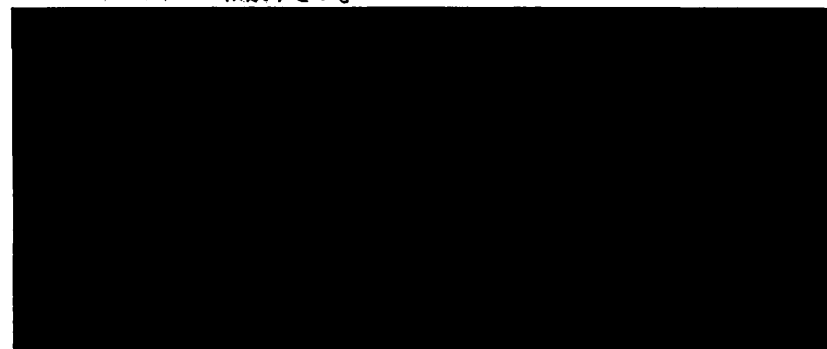
（「国際捜査共助要請・海外出張マニュアル」・第1 国際捜査共助要請の

必要性の検討、2 検察官等出張の必要性の検討（32頁～）



4 刑事局国際課への相談

以上のように、捜査共助要請に当たっての検討事項の中には、捜査共助を要請する相手国によって大きく左右される事項もありますから、適宜、刑事局国際課にご相談下さい。

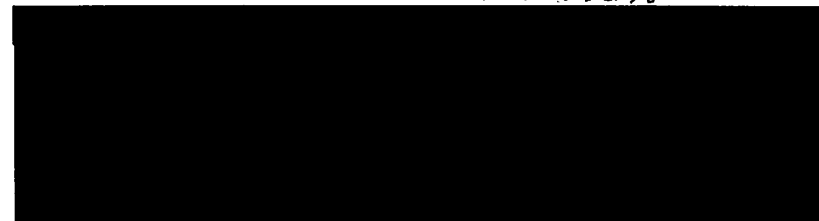


第3 捜査共助要請の開始

（「国際捜査共助要請・海外出張マニュアル」・第2 国際捜査共助要請の開始（33頁～））

1 検察官等の海外出張が必要である場合

検察官等の海外出張が必要であると認められる場合には、刑事局総務課予算係を通して、予算措置を講じてもらう必要があります。





2 検察官等の海外出張が必要でない場合

検察官等の海外出張は必要でなく、書面による捜査共助要請で十分であると認められる場合には、後述の捜査共助要請書の作成等を刑事局国際課と相談しながら開始することになります。

第4 捜査共助要請書の作成及び送付

(「国際捜査共助要請・海外出張マニュアル」・第3 捜査共助要請書の作成及び送付(34頁～))

1 捜査共助要請に必要な書面及び記載事項

捜査共助要請に必要な書面は、各庁検事正から刑事局長宛での依頼文書と捜査共助要請書の2点となります。

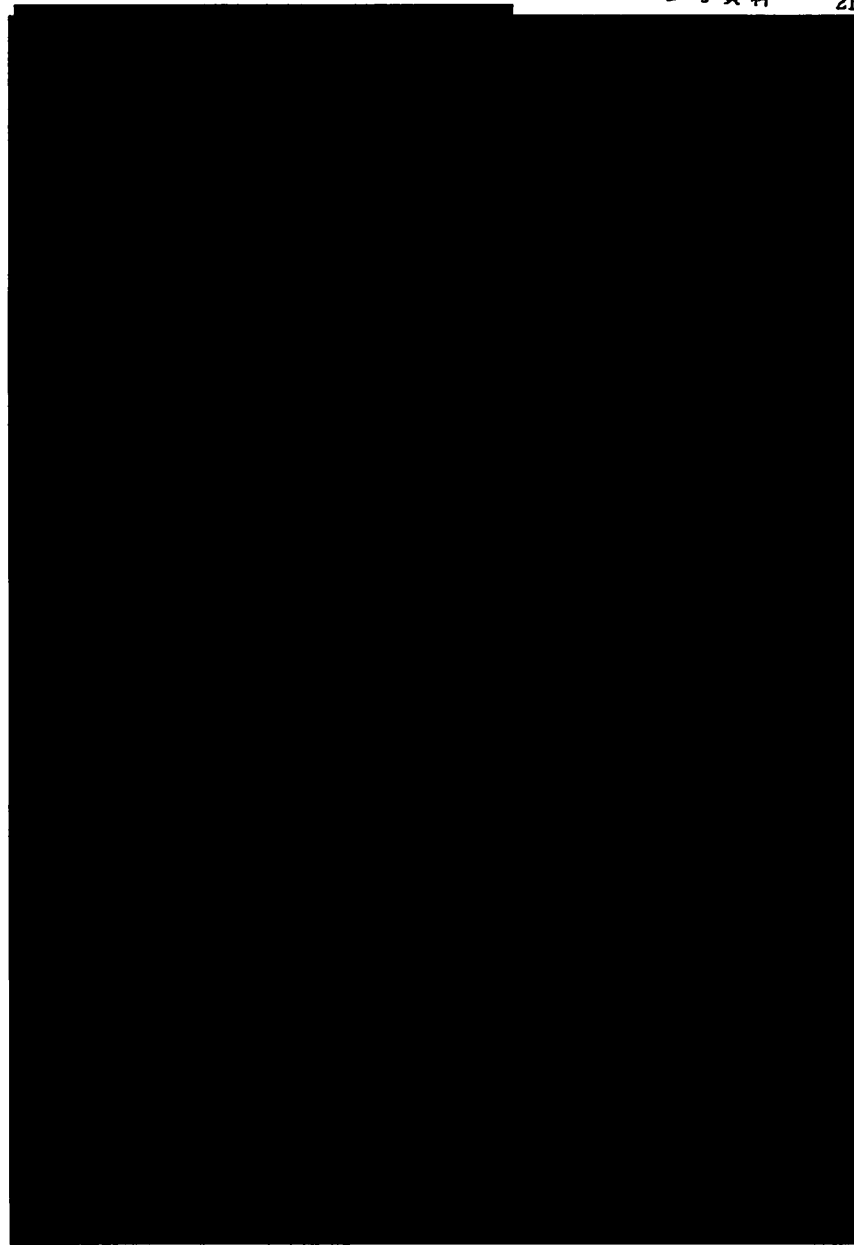
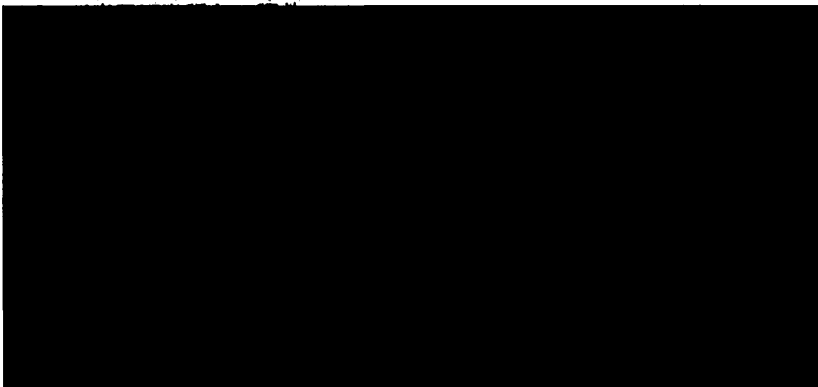
依頼文書  は、資料

1  のとおりです。 



もともと、捜査共助要請書の記載事項や書きぶりは、一様ではなく、要請内容や相手国等に応じて変わりますので、後述のとおり、刑事局国際課と適宜やり取りを行いながら作成を進めていくことになります。

2 捜査共助要請書の作成・発送手続



第5 検察官等の海外出張に当たっての手続

（「国際捜査共助要請・海外出張マニュアル」・第4 検察官等の海外出張の準備（37頁～））

捜査共助要請に伴って海外出張が必要な場合には、海外出張の日程が確定次第、①海外出張命令発令方の上申、②海外出張旅費等の支出方の上申、③(必要に応じて)外務省に対する便宜供与依頼の上申を行います。また、公用旅券等の取得が必要となります。

以下、順に説明します。

1 海外出張命令発令方の上申

海外出張命令発令方の上申は、検事正から高検検事長を経由の上、検事総長宛てに行います。そして、検事総長による海外出張の発令が出され、その旨の辞令が検事正から出張者に交付されるという手続となります。

書式は、資料3（別紙1～3）のとおりです。

詳細については、高検又は最高検の人事担当部署に照会願います。

2 海外出張旅費等の支出方の上申

海外出張旅費等の支出方の上申は、検事正から高検検事長及び検事総長を経由の上、刑事局長宛てに行います。

各庁の会計課が旅費法の定めるところにより旅費額を計算し、上申手続を行うことになる訳ですが、上申に先立ち必ず刑事局総務課予算係と調整願います。

書式は、資料4のとおりです（別紙の出張目的及び添付資料の旅行日程表は省略（資料3の別紙1及び2と同様）。請求書及び旅費精算請求書も省略）。

3 外務省に対する便宜供与依頼の上申

海外出張先で我が国の在外公館から、空港送迎、宿舎（ホテル）の手配、用務先への送迎、用務先とのアポイントメントの取り付け、用務先への大使館職員の同行、通訳人の手配等の便宜の供与を受けたい場合には、これを依頼することになります。

外務省に対する便宜供与依頼の上申は、検事正から高検検事長及び検事

総長を経由の上、刑事局長宛てに行います。刑事局国際課が外務省と事前調整を行うこととなりますので、上申に先立ち必ず便宜供与の依頼案を刑事局国際課宛てに送付下さい。

なお、出張先の在外公館の人員や車両の関係上、送迎や大使館職員の同行ができない場合もあることに留意して下さい。逆に、相手国に法務省出身の大使館員が赴任している場合であっても、通常業務を離れて用務先に同行してもらうためには、同行を求む旨の便宜供与依頼が不可欠な場合があります。

書式は、資料5のとおりです（別紙1及び2は省略（資料3の別紙1及び2と同様））。書式の別紙資料とはされていませんが、「国内緊急連絡先」も通常添付しております。

なお、出張先で通訳人が必要な場合は、通訳料は各庁が負担することとなりますので、各庁の会計担当者と適宜調整して下さい。通訳人に記載してもらう請求書の書式等がある場合、事前に刑事局国際課にデータを送付していただければ、外務省を通じて通訳人に確認してもらうこともできます。通訳人によっては自分の書式を持っていたり、銀行送金ではなく現金での支払いを求めてくる場合もありますので、そのような場合には支払い方法についても検討が必要となります。

4 公用旅券等の取得

捜査共助に伴って海外出張する場合には、公用旅券及び（相手国によっては）査証（ビザ）の取得が必要となります。

公用旅券等発給の上申は、高検検事長を経由の上、検事総長宛てに行います。そして、最高検から上申書類を法務省大臣官房人事課が受領し、同課が外務省に発給請求を行うこととなります。

なお、公用旅券等の発給には、官房人事課への上申から10日間程度が必要になります。また、査証（ビザ）の発給は、取得のための口上書を外務省から取得後、旅行代理店等を通じて各国の大使館等に発給申請を行いますが、国によっては発給までに1週間から10日を要することもあります。したがって、公用旅券等の発給に関しては、早い段階から準備を進め

なければなりませんのでご留意下さい。

書式は、資料6のとおりです（別紙1及び2は省略（資料3の別紙1及び2と同様））。

公用旅券発給請求書の書式は、資料7のとおりです。請求書の書式をお持ちでない場合は、刑事局国際課にご連絡下さい。貼付する顔写真については、請求書の写真貼付欄に記載されている規格を示し、写真店で撮影することをお薦めします。外務省では、機械で写真が規格を満たしているか判定しているため、各庁でデジカメ等で撮影した写真等については、撮り直しを命じられることがよくあるためです。旅券用写真の規格や留意事項については、外務省のホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html）をご参照下さい。

第6 海外出張前の準備、海外出張等

（「国際捜査共助要請・海外出張マニュアル」・第4 検察官等の海外出張の準備、3 海外出張直前の準備（42頁～）、第5 海外出張（44頁～））

海外出張前の準備や実際の海外出張に関しては、国際捜査共助要請・海外出張マニュアルに詳細に記載されておりますが、資料8のチェックリストを作成してみましたので、ご参考にされて下さい（一般的な携行品は、私的な海外旅行の場合に準じますので、省略しています。）。

特に留意が必要なのは、執務上必要な捜査資料等を紙媒体又は出張用モバイルパソコンやUSB等で持参する場合には、紛失や運配の危険性がありますので、必ず機内手荷物とすることです（各庁において定められている運用管理要領等に従って、出張者用モバイルパソコンやUSBをご利用下さい。）。

第7 最後に

捜査共助要請やそれに伴う海外出張に関する手続等を述べてきましたが、全てを網羅している訳ではありませんし、捜査共助を要請する相手国等によって状況が変わってきますので、捜査共助に関する基本的事項も含

め、何でも刑事局国際課にご相談いただければと思います。
ご相談お待ちしております。

以上

資料 1

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

法務省刑事局長 ○ ○ ○ ○ 殿

〇〇地方検察庁検事正 ○ ○ ○ ○

〇〇〇国に対する捜査共助要請について（依頼）

【被疑者の場合】

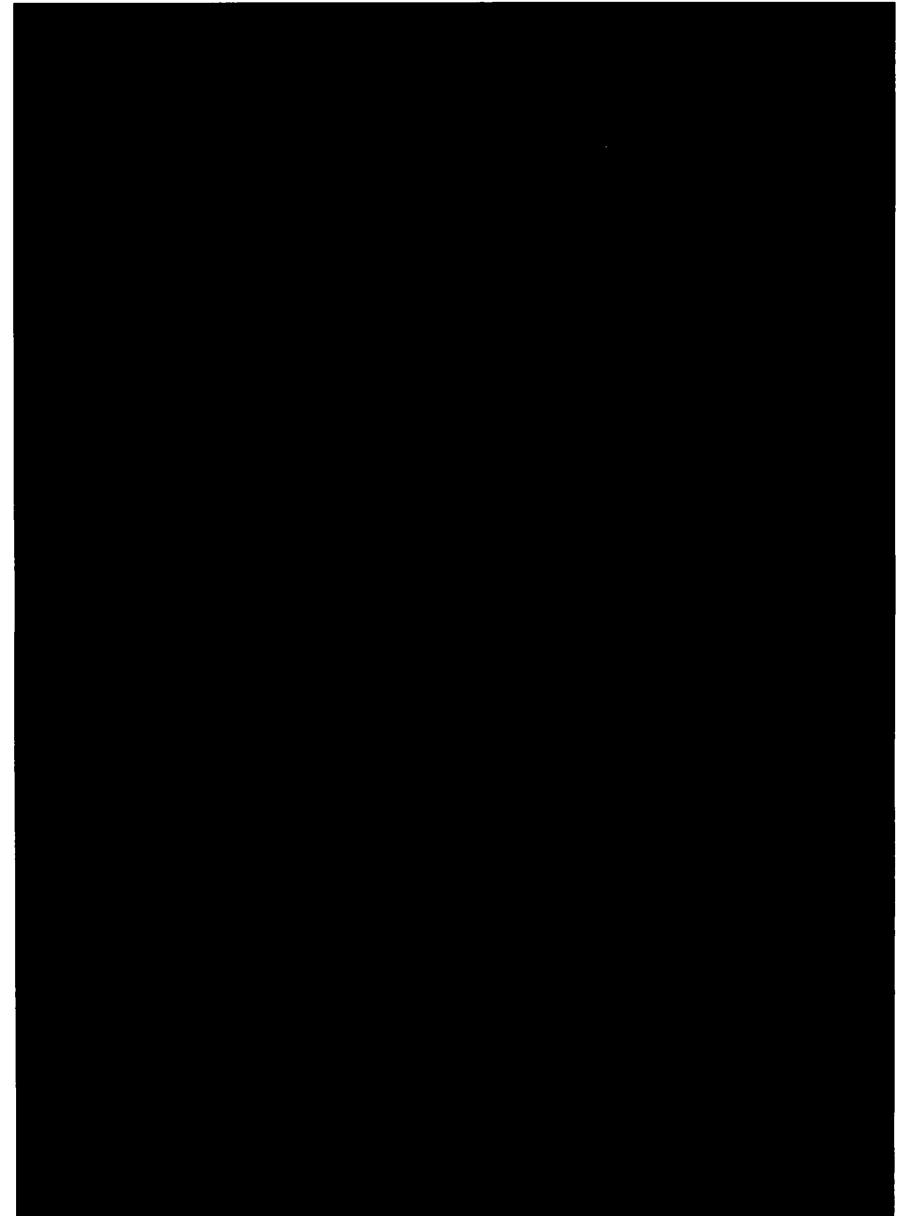
現在、当庁において捜査中の被疑者〇〇〇〇に対する〇〇〇事件について、捜査の必要があるので、外務省を通じ、〇〇〇国司法当局に対し、別添「捜査共助要請書」記載の事項について捜査共助を要請願いたく依頼します。

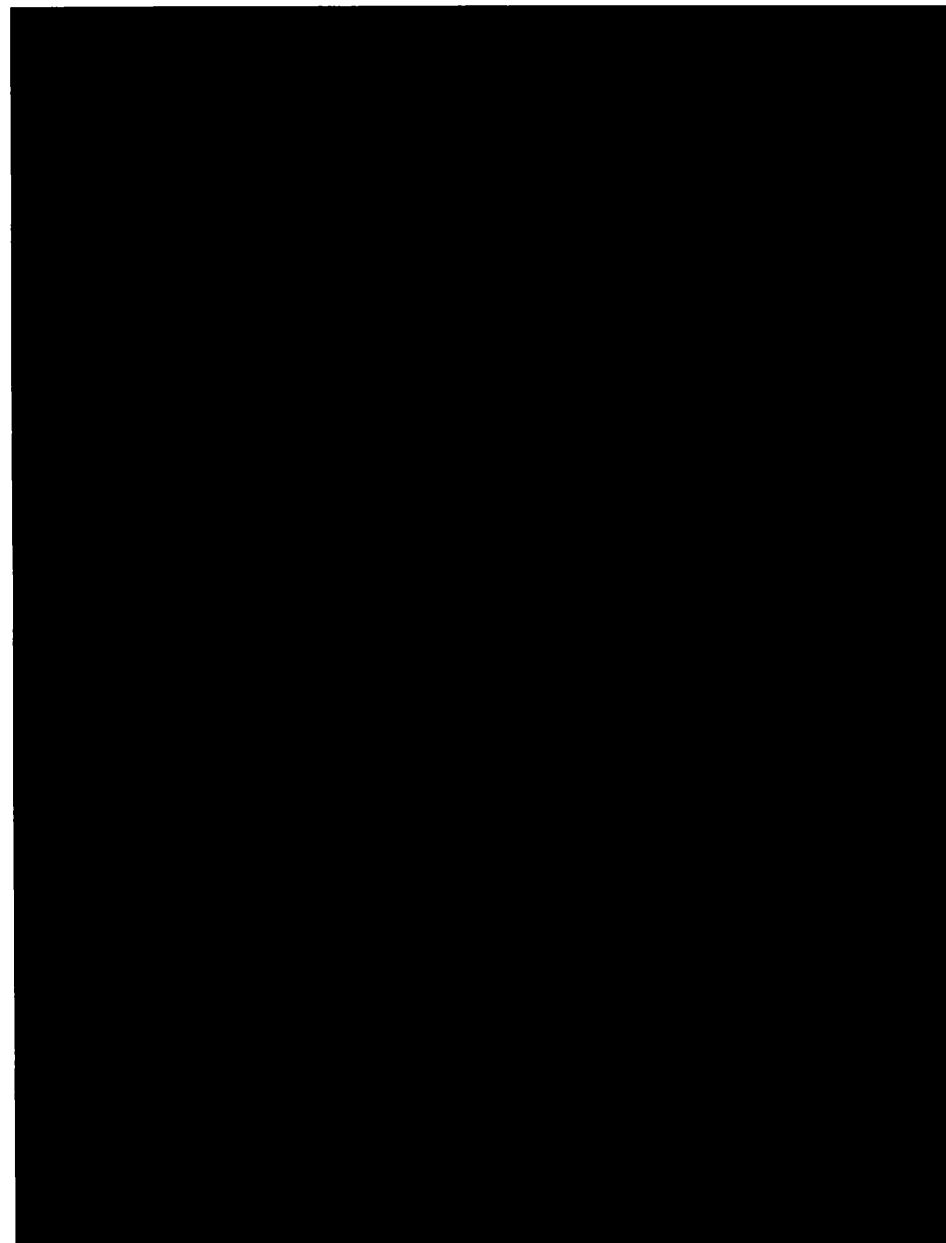
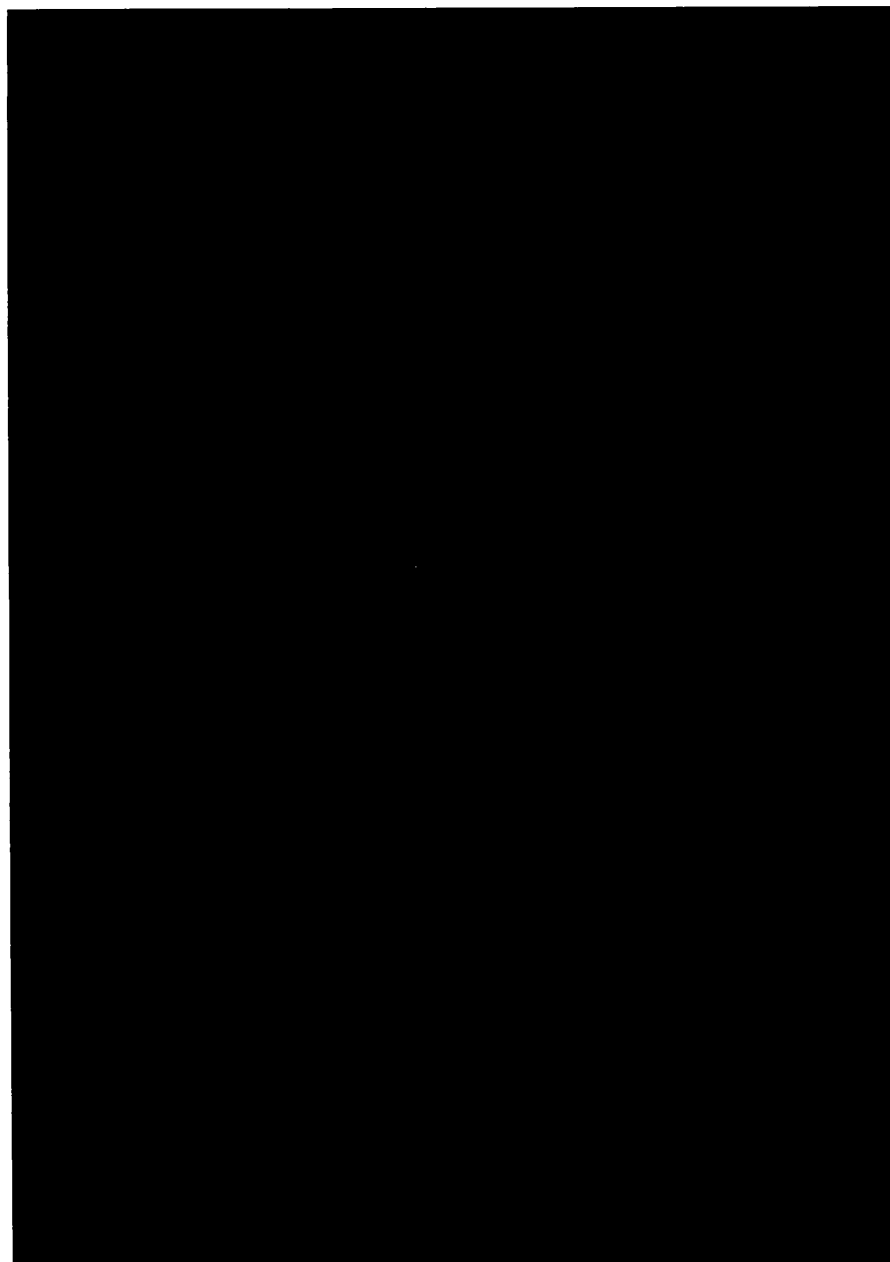
【被告人の場合】

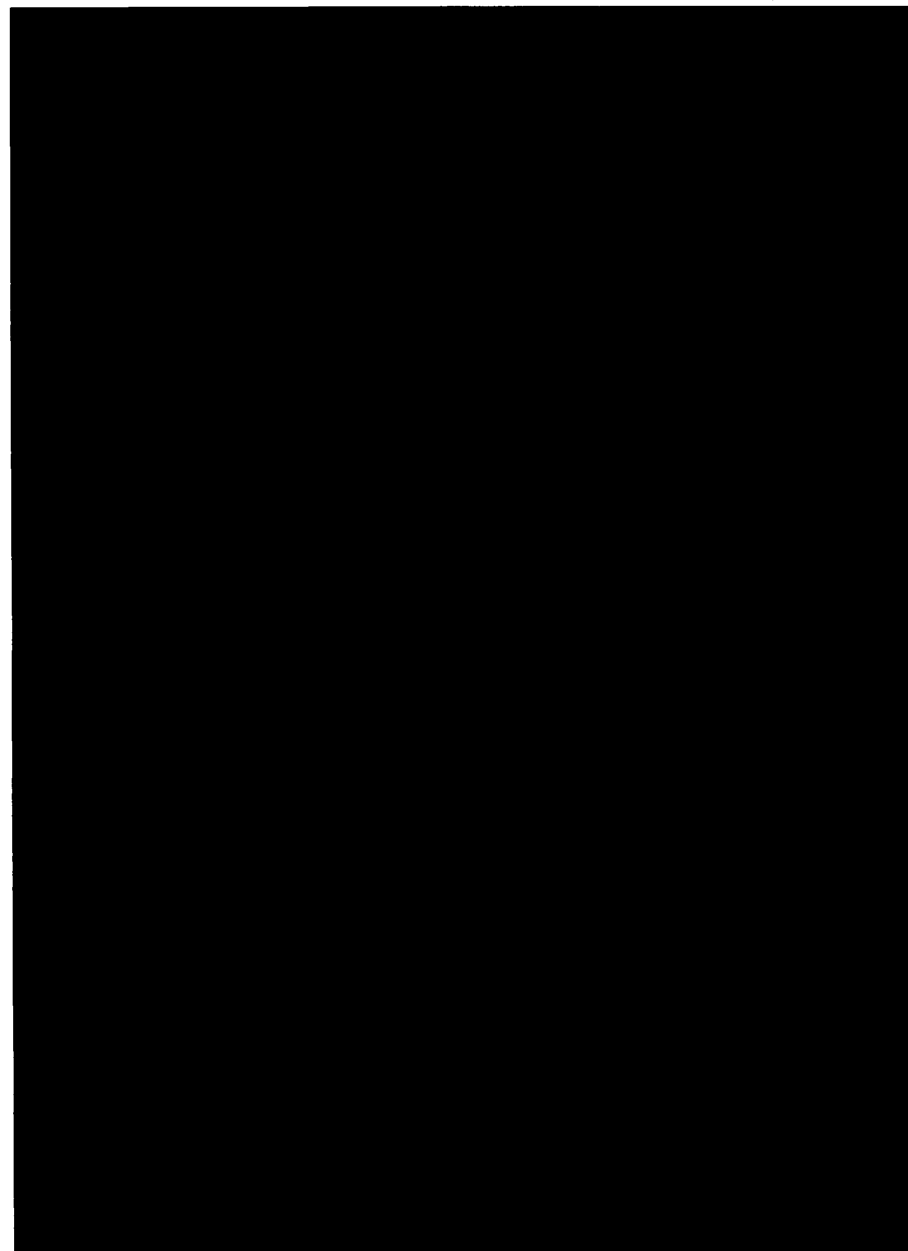
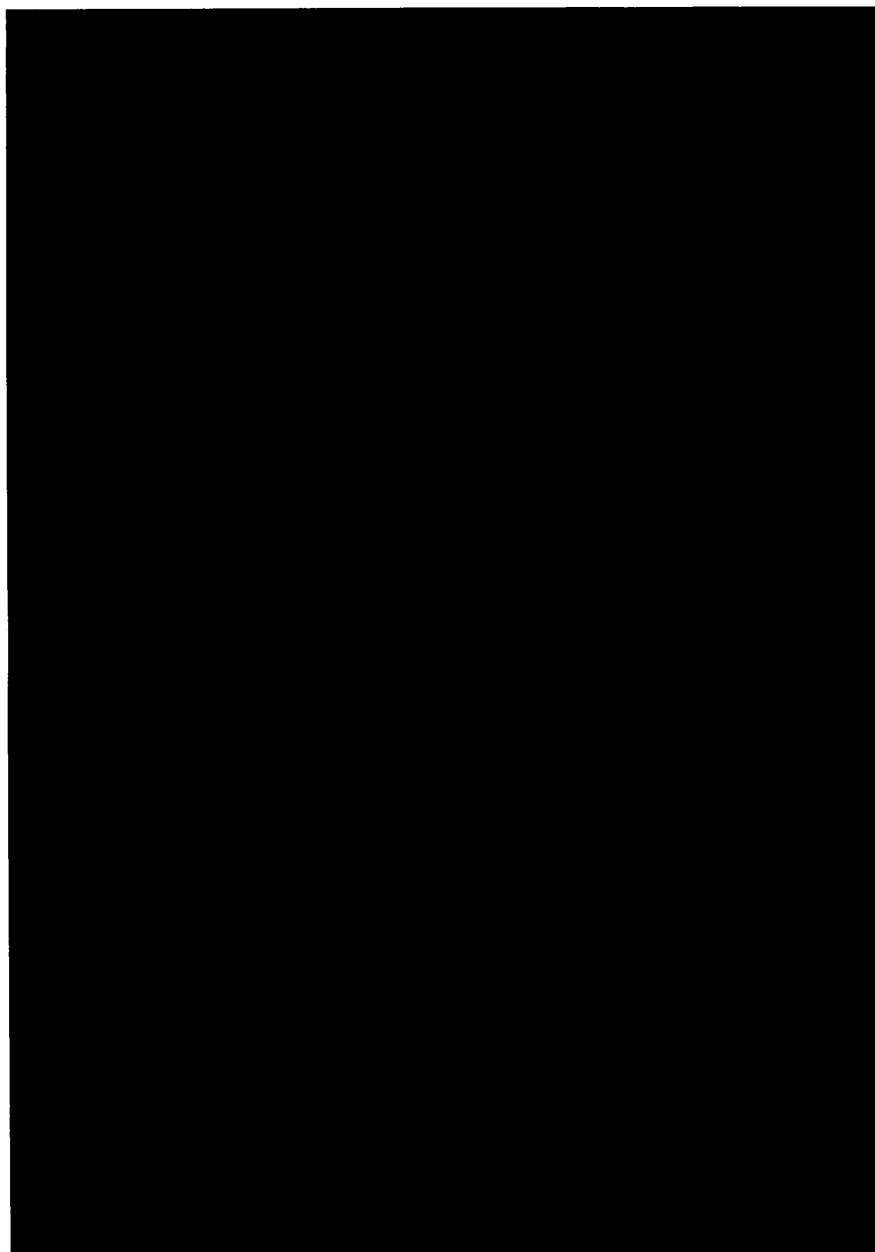
現在、〇〇地方裁判所に公判係属中の被告人〇〇〇〇に対する〇〇〇事件について、補充捜査の必要があるので、外務省を通じ、〇〇〇国司法当局に対し、別添「捜査共助要請書」記載の事項について捜査共助を要請願いたく依頼します。

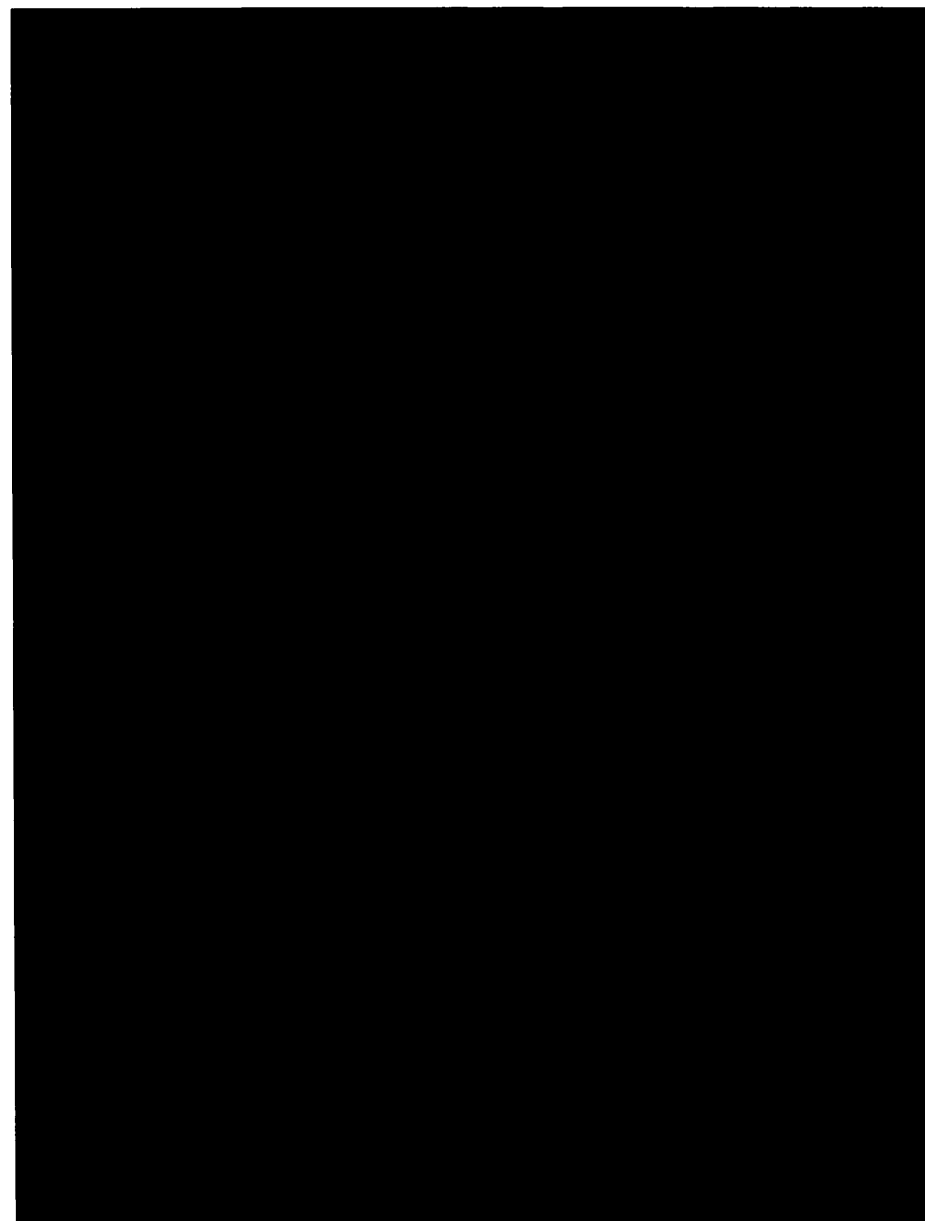
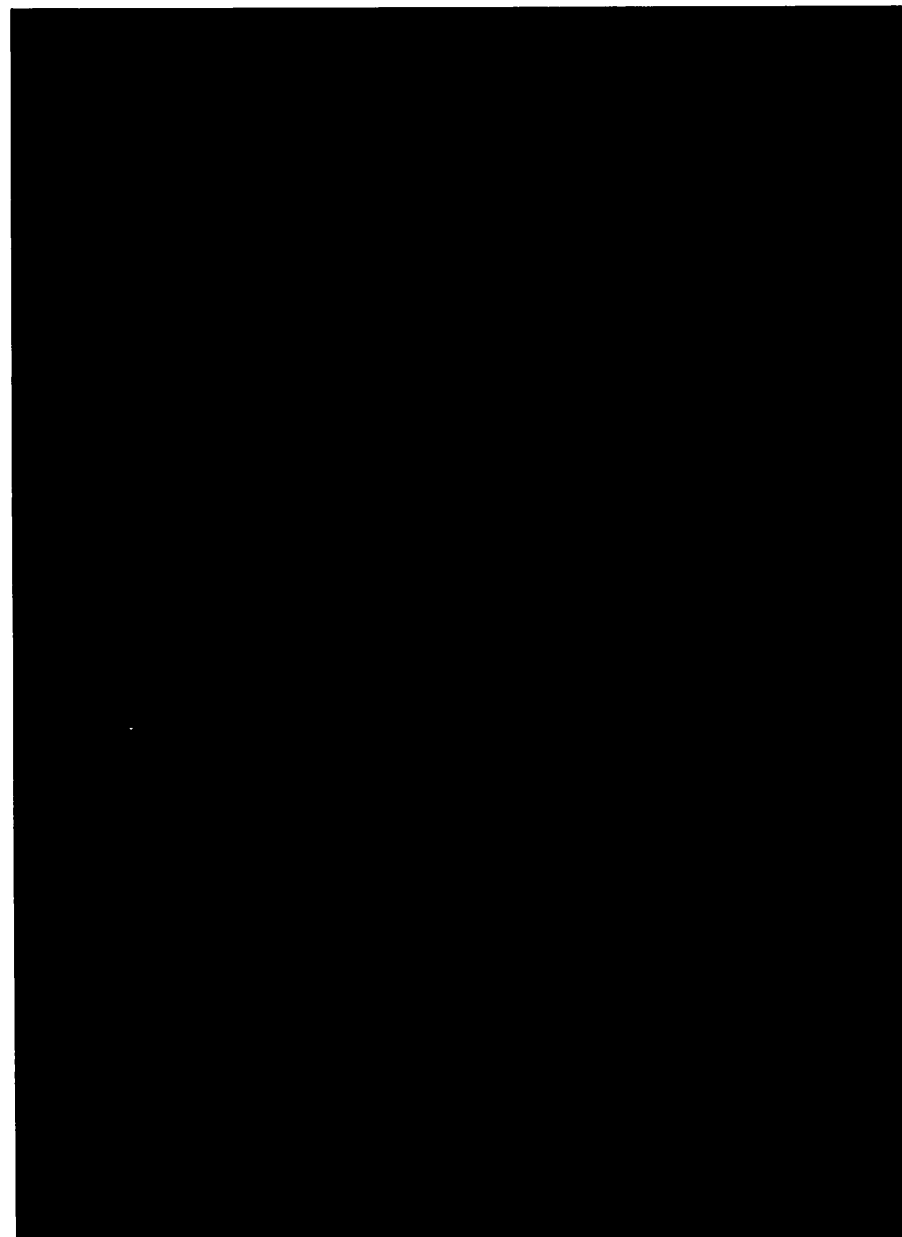
※局長宛て依頼文書の留意事項

相手国の権限ある当局宛ての捜査共助要請書に、当依頼文書を添付して、法務省刑事局国際課宛てに送付願います。









日記 () 第 号
平成 年 月 日

検事総長 殿
(高等検察庁検事長経由)

地方検察庁検事正

海外出張命令の発令方について (上申)
当庁下記職員に対し、出張命令を賜りたく、上申します。

記

1 官職・氏名

地方検察庁 検 事	(ふりがな)
同 検察事務官	()
同 検察事務官	()
同 検察事務官	()
同 検察事務官	()

2 出張先国

国

3 出張目的

別紙 1 のとおり

4 出張期間

平成 年 月 日 () から同月 日 () まで (日間)

5 渡航費用の出所

法務省 ((項) 検察費 (目) 検察外国旅費)

6 日程表

別紙 2 のとおり

7 公用旅券発給請求上必要な事項

別紙 3 のとおり

別紙 1

出張目的

本邦で公判中（捜査中）の被告人（被疑者）に係る 被告（被疑）事件に関し、 国の司法関係当局との捜査共助に関する協議及び共助の実施の立会を行うため。

なお、公権力の行使は行わない。

おって、各出張者とも公用旅券にて渡航予定。

別紙2

地方検察庁

検 事
検察事務官
検察事務官
検察事務官
検察事務官

(検事○号俸・指定職相当)
(公 (二) 4 級)
(公 (二) 4 級)
(公 (二) 4 級)
(公 (二) 3 級)

旅 行 日 程 表

月 日	曜日	出発地	到着地	便 名	滞在地	泊
/		〇〇 (〇〇空港) :	〇〇 (〇〇空港) :		〇〇	泊
/		〇〇 (〇〇空港) :	〇〇 (〇〇空港) :			

別紙3

公用旅券発給請求上必要な事項

氏^{ふりがな}名

生年月日

本籍地

現住所

電話番号

一般旅券所持の有無

渡航中の国内連絡先

住所

氏名

続柄

電話番号

資料4

○地○○第 号
平成 年 月 日法務省刑事局長 ○○○○殿
(検事総長 経由)
(○○高等検察庁検事長 経由)

○○地方検察庁検事正 ○○○○

海外出張旅費等の支出方について(上申)

この度、当庁職員を捜査のため海外へ派遣いたしたいので、海外出張旅費等の支出方について御配慮願いたく、上申します。

記

1 出張者

○○地方検察庁 検察官検事 ○○○○(検事○○号)
同 検察事務官 ○○○○(公(二)○級)

2 出張先国

○○共和国(都市名)

3 出張目的

別紙のとおり

4 出張期間

平成●●年●月●日(●)から同月●日(●)まで(●日間)

5 費用((項)検察費(目)検察旅費(外国旅費))

○○検事 ●円

○○事務官 ●円

合計 ●円

6 その他参考事項

旅行日程表

見積書

旅費精算請求書

資料5

地検 第 号
平成 年 月 日

法務省刑事局長 殿
(検事総長 経由)
(高等検察庁検事長 経由)

地方検察庁検事正

海外出張に伴う在外公館に対する便宜供与の依頼について
この度、 地方検察庁検事 が別紙1記載の目的のため、別紙2記載の日
程により本年 月 日 () から 月 日 () までの 日間、 国に出
張することになりました。
つきましては、出張先の我が国在外公館から別紙3記載の事項につき便宜を得たい
ので、よろしくお取り計らい願います。
なお、出張者の略歴は別紙4のとおりです。

別紙3

出張日程及び便宜供与を希望する具体的事項について

氏名 (上部より左から) (検事 号俸・指定職相当)
検察事務官 (公 (二) 級)
検察事務官 (公 (二) 級)
検察事務官 (公 (二) 級)
検察事務官 (公 (二) 級)

用務地 (都市名)	到着日時 (便名)	出発日時 (便名)	便宜供与を希望する事項
()	月 日 () 時 分 ()	月 日 () 時 分 ()	(1) 宿舍の確保 (2) 空港・宿舍、宿舍・用務先間の各送迎 (3) 関係当局との事前協議の調整並びに用務先への適当な大使館員の同行 (4) 通訳人の確保 (費用は出張者において負担)

参考資料

別紙4-1

出張者の略歴

- 1 所属庁名 地方検察庁
- 2 官職・氏名 検事
- 3 号 俸 検事 号俸
- 4 本 籍
- 5 現 住 所
- 6 生年月日 昭和 年 月 日
- 7 略 歴
- 平成 年 月 日 司法修習生
- 平成 年 月 日 地検検事任官
- 平成 年 月 日 地検検事
- 平成 年 月 日 地検検事 (部)

別紙4-2

出張者の略歴

- 1 所属庁名 地方検察庁
- 2 官職・氏名 検察事務官
- 3 号 俸 公安職(二) 級 号俸
- 4 本 籍
- 5 現 住 所
- 6 生年月日 昭和 年 月 日
- 7 略 歴
- 昭和 年 月 日 検察事務官 (地検事務局 課に採用)
- 昭和 年 月 日 地検 部 課
- 昭和 年 月 日 地検 部 課
- 平成 年 月 日 地検 支部主任捜査官
- 平成 年 月 日 地検主任捜査官 (担当)

国内緊急連絡先

検 事

住 所 〒

氏 名

続 柄

電話番号

— —

検察事務官

住 所

氏 名

続 柄

電話番号